

第83回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制」
連結計算書類の「連結株主持分計算書」
連結計算書類の「連結注記表」
計算書類の「株主資本等変動計算書」
計算書類の「個別注記表」

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

株式会社村田製作所

第83回定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結株主持分計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.murata.com/ja-jp/about/ir/meetings>) に掲載しております。なお、これらは、監査報告の作成に際して監査等委員会及び会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を、取締役会において以下のとおり定めております。これに基づき、内部統制システムの適切な整備・運用に努めております。

【会社の業務の適正を確保するための体制】

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督機能を強化します。
 - ②内部統制システムの整備状況と運用状況を評価する委員会組織を設置し、内部統制システムの維持並びに継続的改善を図ります。
 - ③企業の社会的責任（CSR）を果たすため、コンプライアンス、リスク管理、環境等、CSRに関する活動を統括する委員会組織を設置し、当社グループのCSR経営を継続的かつ計画的に推進します。
 - ④CSR活動の推進を担当する組織を設置します。当該組織は、CSRに関する委員会組織と連携し、CSRの社内への浸透と社外への一元的対応を行います。
 - ⑤取締役、執行役員及び使用人が法令及び定款に従い、より高い倫理観に基づいて事業活動を行うため、企業倫理規範・行動指針及びコンプライアンスに関する規定を制定し、周知徹底します。
 - ⑥コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、通報受付窓口を社内・社外に設置するとともに、通報者に不利益が生じないよう措置を講じます。
 - ⑦反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等から不当な要求を受けた場合には金銭等による解決を図らないことを企業倫理規範・行動指針に明記し、当該規範・指針に基づき適切に対応します。
 - ⑧独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性を評価・モニタリングします。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役会等の議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る重要な文書は、所定の社内規定に基づき、保存し、取締役が適宜閲覧できるようにします。
 - ②文書の保存及び管理に関する基本的な事項を社内規定に定め、前号に掲げる文書を適切に保存及び管理します。
 - ③会社情報の適時開示の必要性及び開示内容を審議する会議体を設置し、会社情報を適時適切に開示します。
- 3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ①リスク管理に関する規定を定め、各業務機能を主管する部門がリスク管理を行います。
 - ②リスク管理に関する委員会組織において、当社グループのリスク管理体制及び運用状況の審議を行います。また、重要なリスクへの対応を評価し、当社グループの活動を推進します。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①長中期の方針、並びにこれに基づく単年度の方針、予算及び実行計画を策定し、それらの進捗管理及び達成状況の確認を行います。
 - ②執行役員制度を導入し、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と日常の業務執行とを区分することで、監督機能と業務執行機能を強化します。
 - ③適正な意思決定を行うため、所定の社内規定に定めた事項に関する決裁は、IT（情報技術）を活用した稟議手続により関係する取締役、執行役員、重要な使用人の審議を経て行うこととします。

- ④取締役会、代表取締役の意思決定を補佐する審議機関として、役付取締役及び取締役兼務執行役員で構成する経営執行会議を設置します。経営執行会議は、所定の社内規定に定めた事項について、審議し、また報告を受けることとします。
 - ⑤業務執行の状況に関する各種の情報を、定期的にあるいは随時、関係する取締役、執行役員及び使用人に提供し、共有する仕組みを、ITを活用して構築します。
- 5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社グループにおいて、経営の基本理念としての社是を共有するとともに、企業倫理規範・行動指針及びコンプライアンスに関する規定を周知徹底します。
 - ②当社グループにおいて、意思決定に関する規定及び手続を定めます。これらに基づき子会社と、子会社の事業運営について協議し、また、当社グループの事業運営に関する各種情報を共有します。
 - ③当社の各業務機能を主管する部門は、当社グループにおける業務が適正かつ効率的に行われるよう各業務の枠組み、処理手続、判断基準を定めるとともに、子会社に対し、必要に応じて適切な指導を行います。
 - ④内部監査部門は、当社グループにおける業務が法令、社内規定等に基づいて、適正かつ効率的に行われていることを評価・モニタリングします。
 - ⑤子会社の取締役、執行役員及び使用人は、本項②号乃至④号に定める事項、その他職務の執行に関する事項を当社に報告することとします。
 - ⑥各子会社が、それぞれの事業内容・規模に応じて適切な内部統制システムを整備、運用するよう指導します。
- 6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、及びその使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査等委員会の職務を補助するため、相当数の専任の使用人を配置します。
 - ②当該使用人は、業務執行取締役の指揮・命令を受けないこととします。また当該使用人の人事に関する事項について、業務執行取締役は監査等委員会と協議し、同意を得ることとします。
- 7) 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①業務執行取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して、経営執行会議等の議事録・資料、当社グループの稟議書、業績等の定期報告文書を提出し、また、当社グループにおける企業倫理規範・行動指針に違反する恐れのある事実、リスク及びリスク管理の状況、内部通報の状況と通報内容、並びに外部公的機関等による監査の結果について報告します。
 - ②業務執行取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して、当社グループの業務執行に関し、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、直ちに報告します。
 - ③子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人が、当社グループの業務執行に関し、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して報告します。
 - ④前各号のほか、業務執行取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会の求めがあるときは随時求められた文書等の提出あるいは報告を行います。
 - ⑤前各号について、報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしないこととします。

- 8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①業務執行取締役は監査等委員会が選定する監査等委員が重要会議に出席できる環境を整備します。
 - ②業務執行取締役及び使用人は監査等委員会が毎年策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査が実施できるよう協力します。
 - ③業務執行取締役及び使用人は、監査等委員会が弁護士、会計監査人に対し、意見聴取する際には、監査等委員会の求めに応じ、協力します。
 - ④監査等委員の職務の執行について生ずる費用等については当社が負担します。
 - ⑤業務執行取締役及び使用人は監査等委員会と会計監査人との連携に際し、監査等委員会の求めに応じ、協力します。
 - ⑥内部監査部門は監査等委員会の求めに応じ、協力、連携します。
 - ⑦代表取締役等は監査等委員会と情報交換に努めます。

【会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況】

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役会では、「取締役会規定」等の社内規定に基づき、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と取締役の職務執行に対する監督を行っています。
 - ・「独立社外取締役選任基準」を定め、その基準に従って社外取締役を複数名選任し、各氏より、取締役会において専門的な見地と豊富な経験に基づいた意見をいただくとともに、活発な議論をいただいています。
 - ・「内部統制管理委員会」を設置し、同委員会において内部統制システムの整備及び運用状況について評価・検討を行うとともに、その内容を取締役会へ定期的に報告しています。
 - ・「コンプライアンス推進委員会」、「リスク管理委員会」、「環境委員会」、「温暖化防止委員会」、「社会・地域貢献委員会」を設置し、これらを統括する委員会として「CSR統括委員会」を設置しています。また、CSR活動の推進を担当する専任の組織を設置しています。
 - ・「コンプライアンス・プログラム規定」「企業倫理規範・行動指針」等のコンプライアンス関連の規定類を整備し、各部門におけるコンプライアンス推進リーダーを選任すること等により、適切なコンプライアンス体制を維持継続し、さらなる充実に向けて活動しています。また、コンプライアンス推進委員会において、その活動状況等について定期的に取締役会へ報告しています。
 - ・社内・社外に通報受付窓口を設置し、匿名・半匿名・実名で通報を受け付けています。通報の取扱いにあたっては、通報者が不利な取扱いを受けないよう制度化し、適切な対応に努めています。
 - ・反社会的勢力への対応マニュアルを各事業所、関係会社へ配布しています。
 - ・業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性について、同部門において第三者評価を実施することで、業務の透明性と実効性を向上させるべく取り組んでいます。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・「文書保管・保存管理規定」等の社内規定に基づき、情報が適切に保管・保存される体制の構築に努めています。また、「情報セキュリティ基本方針」等を定め、従業員等への教育に注力し、適切な情報管理の徹底に努めています。
 - ・重要な決定事項については、「情報開示委員会」を設置し、個別案件の開示の必要性及び開示内容を審議する体制を構築し、適時適切な開示の実現に努めています。
- 3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- ・「リスク管理基本規定」等の社内規定を整備するとともに、各業務機能を主管する部門ごとに定期的に全社的リスクの有無・内容等を調査・評価し、それらをリスク管理委員会に報告する体制を構築しています。リスク管理委員会は、報告を受けた個々のリスクについて、対応する施策を審議し、その後の施策の実施状況についても検証する体制を構築しています。

- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・中期構想（3ヵ年）を策定し、取締役会で定期的に進捗報告を行っています。年度方針は、取締役会で決議し、社内へ発表して共有しています。
 - ・執行役員制度を導入し、日常の業務執行は執行役員が行うことで、効率的な意思決定を図っています。
 - ・当社及び当社グループの意思決定について稟議制度を確立しており、この制度にのっとり意思決定を行っています。また、専用の情報システムを導入しており、効率的な審議を実現するとともに、意思決定の結果のみならず経過も含めて記録し、可視化する仕組みを構築しています。
 - ・経営執行会議では、社内規定に定めた経営案件について審議する体制としており、重要な経営方針、計画、業務執行等を審議しているほか、方針・予算の遂行状況等の報告を受け、評価し改善につなげています。
 - ・取締役会は、定期的に、業務遂行状況の報告を受ける体制が構築されているとともに、専用の情報システムによって、関係する取締役、執行役員及び使用人に対し、定期報告書等を共有できる体制となっています。
- 5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・社を含む経営理念はイントラネットサイト及び社内報への掲載、教育制度への組み込み等の施策により共有に努めています。また、企業倫理規範・行動指針についても同様に周知徹底しています。
 - ・前述のとおり当社及び当社グループにおいて稟議制度を確立しています。また、当社は、子会社の一定の事項については助言または承認を行う体制をとっています。
 - ・当社において各機能を主管する部門は、当社グループ全体における、業務の標準化、効率化及び適正化を図るために規定類の整備を進めるとともに、各業務の運用等について、適切に指導を行っています。
 - ・内部監査部門は、当社及び当社グループについて、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの重点項目の整備状況と運用状況について評価・モニタリングを行い、透明性と実効性の向上に努めています。また、業務プロセスレベルの内部統制評価を通じた提案も実施しています。
- 6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、及びその使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会の職務を補助するため、相当数の専任の使用人を配置しています。
 - ・当該使用人は、常勤監査等委員から直接職務上の指示を受けており、また当該使用人の任命、異動、その他人事評価に関しては、業務執行取締役は監査等委員会と協議し、同意を得る体制となっています。
- 7) 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・経営執行会議等の議事録・資料、稟議書、定期報告書は、常勤監査等委員が適時閲覧できるようにしています。また、経営執行会議、CSR統括委員会、内部統制管理委員会、情報開示委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会等の各会議体においても、いつでも常勤監査等委員が出席できる体制となっており、その議事録、内部・外部機関の監査結果等は、常勤監査等委員にも配信・報告される体制となっています。その他、随時監査等委員会から要求される文書、情報等についても、個別に提出、報告が実施されています。

- ・ 当社の業務執行取締役、執行役員及び使用人、または、当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人は、当社グループの業務執行に関して、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、監査等委員会に対して報告できる体制が整備されており、報告した者に対して報告をしたことを理由として不利な取扱いはしていません。さらに、コンプライアンス違反の報告・相談窓口として、常勤監査等委員に直接報告や相談が可能な窓口を設置しています。
- 8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 前述のとおり常勤監査等委員が経営執行会議等の重要会議に出席できるよう対応しています。
 - ・ 監査等委員会が策定した監査計画は、取締役会で報告し、取締役と共有しています。取締役は、監査等委員会の監査並びに弁護士、会計監査人からの意見聴取に関し積極的に協力しています。
 - ・ 監査等委員の職務の執行に必要な費用については、必要な予算を確保し、実際に生じた費用等については当社が負担する体制となっています。
 - ・ 監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門は、定期的に会合を持ち、十分な連携が実現しています。
 - ・ 代表取締役は、定期的に監査等委員会との会合を持ち、監査等委員会の監査の状況及び結果を共有し、積極的な意見交換が行われています。

連結株主持分計算書

(自 2018年4月1日
至 2019年3月31日)

(単位：株、百万円)

項 目	発行済普通 株式総数							株主資本	非支配持分	純資産総額
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の包括損失 累計額	自己株式				
2018年3月31日現在残高	675,814,281	69,444	120,596	1,336,208	△16,052	△53,596	1,456,600	616	1,457,216	
ASU2016-01の適用による累積的影響額(税効果調整後)				7,850	△7,850		-		-	
自己株式の取得						△33	△33		△33	
自己株式の処分			3			1	4		4	
当期純利益				206,930			206,930	29	206,959	
現金配当額				△57,579			△57,579	△6	△57,585	
その他の包括損失					△2,371		△2,371	△14	△2,385	
譲渡制限付株式報酬			103			34	137		137	
非支配持分との資本取引及びその他				288			288	△61	227	
2019年3月31日現在残高	675,814,281	69,444	120,702	1,493,697	△26,273	△53,594	1,603,976	564	1,604,540	

(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2018年3月31日に当該株式分割が行われたと仮定して、各株式数を算定しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

1) 連結子会社数及び主要な会社名

91社 (株)福井村田製作所、(株)出雲村田製作所、(株)富山村田製作所、
(株)金沢村田製作所、(株)岡山村田製作所、(株)東北村田製作所、
Murata Electronics North America, Inc.、Murata Company Limited、
Murata (China) Investment Co., Ltd.、Murata Electronics Trading (Shanghai) Co., Ltd.、
Wuxi Murata Electronics Co., Ltd.、Shenzhen Murata Technology Co., Ltd.、
Murata Energy Device Wuxi Co., Ltd.、Murata Electronics Europe B.V.、
Korea Murata Electronics Company, Limited、Philippine Manufacturing Co. of Murata, Inc.、
Murata Electronics Singapore(Pte.)Ltd.、Murata Energy Device Singapore Pte. Ltd. 他)

2) 非連結子会社の数

該当なし (うち持分法適用会社 該当なし)

3) 関連会社の数

1社 (うち持分法適用会社 1社)

2. 連結の範囲及び持分法の適用の異動状況

連結子会社 (新規) 2社

連結子会社 (除外) 9社

ムラタ分析パートナー(株)、(株)ムラタアクティブパートナー、Murata Elektronik GmbH、他

3. 重要な会計方針

1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(以下、米国会計原則)による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。但し、同条第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠して、米国会計原則により要請される記載及び注記の一部を省略しております。

2) たな卸資産の評価方法及び評価基準 主として総平均法による低価法

3) 有価証券の評価方法及び評価基準

「財務会計基準審議会(FASB)会計基準書(ASC)320(投資-債券)」、「ASC321(投資-持分証券)」及び「ASC825(金融商品)」を適用しております。

当社グループは、保有する債券を売却可能有価証券に分類して公正価値で評価し、関連する未実現評価損益を税効果考慮後で資本の部に独立表示、もしくは公正価値オプションを選択した投資については、その損益を純損益に計上しております。また、持分証券(持分法投資及び連結された投資を除く)を公正価値で測定し、その損益を純損益に計上しております。容易に決定できる公正価値がない市場性のない持分証券について、減損控除後の取得原価に同一発行体の同一又は類似する投資に関する秩序ある取引における観察可能な価格の変動を加減算する方法により測定しております。有価証券売却損益は移動平均法に基づいて算出しております。

4) 有形固定資産の減価償却方法 定額法

従来、当社及び国内連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法として、主として定率法を採用していましたが、当期より定額法に変更いたしました。中期経営計画のもと、成長事業への大規模な設備投資計画の実行を契機として有形固定資産の使用実態を見直した結果、今後は有形固定資産の安定的な稼働が見込まれ、定額法による減価償却が有形固定資産の今後の使用形態をより適切に反映するため、望ましい方法であると考えております。「ASC250（会計上の変更及び誤謬の修正）」に準拠し、この減価償却方法の変更は、会計上の見積りの変更となります。従って、変更による影響は将来にわたって計上しております。この償却方法の変更により、当期における当社株主に帰属する当期純利益及び1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、それぞれ28,720百万円及び44円89銭増加しております。なお、当期における潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益に対する影響については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割後の株式数により、「1株当たり当社株主に帰属する当期純利益」を算定しております。

5) のれん及びその他の無形資産

当社グループは、「ASC350（のれん及び無形資産）」を適用しております。同会計基準書に従い、のれんは償却を行わず、代わりに少なくとも年1回の減損テストを行っております。耐用年数の見積可能な無形資産については、その見積耐用年数に亘って償却されます。また、同会計基準書は、耐用年数を見積もることができない無形資産は償却を行わず、代わりに耐用年数が明らかになるまで減損テストを行うことを要求しております。

2017年1月に、FASBは、「FASB会計基準更新(ASU)2017-04（のれん及び無形資産：のれんの減損に関する会計処理の簡素化）」を公表しました。この基準は、のれんの減損テストのステップ2、即ち、のれんの公正価値相当額を算出し、これをのれんの帳簿価額と比較する手続を削除するものです。代わりに、帳簿価額が報告単位の公正価値を超過する金額に関して、減損損失を認識することを要求しています。当社グループにおきましては前期より早期適用しており、将来に向かって適用しております。なお、この基準の適用による、当社グループの当期における経営成績及び財政状態への影響はありません。

6) 退職給付引当金

当社グループは、「ASC715（報酬－退職給付）」に準拠し、従業員の退職給付に備えるため、期末日における退職給付債務の見込額及び年金資産の公正価値に基づき計上しております。なお、確定退職後給付制度の積立超過又は積立不足の状態を連結貸借対照表で認識し、その他の包括利益（△損失）累計額で調整しております。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、予測給付債務と年金資産のいずれか多い額の1割を超える差異金額を5年による定額法により費用処理しております。

7) 収益の認識基準

当社グループは、「ASC606（顧客との契約から生じる収益）」を適用しております。当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、コンポーネント(コンデンサ・圧電製品など)、モジュール(通信モジュール・電源など)の電子部品並びにその関連製品の販売を行っております。製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

8) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

収益認識

FASBは、2014年5月に「ASU2014-09（顧客との契約から生じる収益）」を、2015年8月に「ASU2015-14（顧客との契約から生じる収益：発効日の延期）」を公表しました。これらの基準は、顧客との契約に基づく収益認識について単一の包括的なモデルを示し、収益認識に関する現行の規定は当該基準に置き換えられます。また、これらの基準は、顧客との契約から生じる収益とキャッシュ・フローの性質、取引量、取引タイミング、そして取引の不確実性について、財務諸表の利用者の理解に資するための定量的・定性的情報の開示を規定しております。

当社グループは、適用日に収益認識が完了していない契約のみを対象とする修正遡及適用アプローチにより、当期よりこれらの基準を適用しております。これらの基準の適用による当社グループの連結計算書類への重要な影響はありません。

金融商品

2016年1月に、FASBは「ASU2016-01（金融商品-全般：金融資産及び金融負債の認識及び測定）」を公表しました。この基準は、持分証券（持分法投資及び連結された投資を除く）を公正価値で測定し、その変動を純損益に認識することを要求しております。

当社グループは、当期よりこの基準を適用しております。この基準の適用により、当社グループは、その他の包括利益累計額として認識していた売却可能有価証券に係る税効果調整後の未実現利益7,850百万円を期首の利益剰余金の累積的影響額として調整しております。また、この基準の適用により、当期の税引前当期純利益が2,500百万円減少しております。

報酬-退職給付

2017年3月に、FASBは「ASU2017-07（報酬-退職給付：期間年金費用及び期間退職後給付費用の表示の改善）」を公表しました。この基準は、期間年金費用及び期間退職後給付費用につき勤務費用とそれ以外の要素に区分し、勤務費用については、従業員の報酬費用と同じ項目に表示することを、それ以外の要素については、勤務費用から区分して営業外収益及び費用に表示することを要求しております。また、期間年金費用及び期間退職後給付費用のうち、勤務費用のみがたな卸資産等への資産計上が認められます。勤務費用とそれ以外の要素に区分表示する規定は遡及適用され、資産計上

が認められる費用を勤務費用に限定する規定は将来に向かって適用されます。

当社グループは、当期よりこの基準を適用しております。この基準の適用により、当期の営業利益が388百万円増加、その他（純額）が388百万円減少しております。なお、資産計上が認められる費用を勤務費用に限定する規定の適用による当社グループの連結計算書類への重要な影響はありません。

(連結貸借対照表注記事項)

記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

(有価証券及び投資有価証券)

売却可能有価証券に分類される負債証券の種類別の取得原価又は償却原価、未実現利益、未実現損失及び公正価値は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	取得原価又は 償却原価	未実現利益	未実現損失	公正価値
民間債	64,355	119	51	64,423

売却可能有価証券に分類される負債証券の満期日別内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

期日	金額
1年以内	27,364
1年超5年以内	37,059
5年超	—
合計	64,423

売却可能有価証券に分類される負債証券の売却は行っておらず、実現利益及び実現損失はありません。

連結貸借対照表の投資に含めている持分証券に係る実現損益及び未実現損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
当期の損益合計	△3,387
持分証券の売却による当期の実現損益	△286
持分証券の減損	△601
持分証券の未実現損益	△2,500

当社グループは当期より、容易に決定できる公正価値がない市場性のない持分証券について、減損控除後の取得原価に同一発行体の同一又は類似する投資に関する秩序ある取引における観察可能な価格の変動を加減算する方法により測定しております。当期末におけるこれらの市場性のない持分証券の帳簿価額は3,183百万円であります。

(金融商品及びリスクの集中)

通常の業務の過程において、当社グループはさまざまな種類の金融資産及び負債を計上しております。

1. 資産及び負債

- 1) 現金及び預金、短期投資、受取手形、売掛金、その他の固定資産に含まれる金融商品、短期借入金、買掛金、社債及び長期債務

これらの金融商品の公正価値は、連結貸借対照表計上額とほぼ等しくなっております。

- 2) 有価証券及び投資有価証券

公正価値は主として取引所時価もしくは類似条件の商品の直近の市場金利を使用した割引現在価値を用いております。有価証券及び投資有価証券の公正価値は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	公正価値
民間債	64,423
株式	24,468
投資信託	1,987
合計	90,878

2. 金融派生商品

当社グループは外国為替相場の変動による市場リスクをヘッジする目的で先物為替予約を行っております。なお、トレーディング目的で保有している先物為替予約はありません。契約相手先は大規模な金融機関であるため、信用リスクはほとんど存在しておりません。また、契約相手先の債務不履行は予想されておりません。

当社グループは、先物為替予約の公正価値の変動を発生時に損益として計上しております。

先物為替予約の想定元本は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	想定元本
先物為替予約契約	182,030

先物為替予約の公正価値は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	資 産		負 債	
	科 目	公 正 価 値	科 目	公 正 価 値
先物為替予約契約	前払費用及びその他の流動資産	220	未払費用及びその他の流動負債	1,390

3. 信用リスクの集中

当社グループは、全世界の電子機器市場に対して販売を行っております。

当社グループは、一般的に得意先に信用供与を行っており、その営業債権の回収可能性は電子工業の状況に影響を受けます。しかしながら、当社グループは、厳格な信用の供与を行っており、過去に大きな損失を経験しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり株主資本	2,507円11銭
2. 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	323円45銭

(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり株主資本」及び「1株当たり当社株主に帰属する当期純利益」を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2019年1月31日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月1日を効力発生日として、以下のとおり株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家層の拡大と市場流動性の向上を目的とするものであります。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2019年3月31日(日)(同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質は2019年3月29日(金))を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	225,271,427株
今回の分割により増加する株式数	450,542,854株
株式分割後の発行済株式総数	675,814,281株
株式分割後の発行可能株式総数	1,743,000,000株

なお、(1株当たり情報に関する注記)は、当該株式分割が行われたものと仮定して算定しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本													株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 計	自己株式	
		資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金		土 地 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	買 換 資 産 積 立 金	資 産 積 立 金	別 途 積 立 金			
2018年4月1日残高	69,444	107,733	18,588	126,322	7,899	13	234	50	162,707	267,609	438,515	△53,596	580,685	
当期中の変動額														
譲渡制限付株式報酬			105	105								34	139	
剰余金の配当										△57,578	△57,578		△57,578	
当期純利益										67,005	67,005		67,005	
自己株式の取得												△33	△33	
自己株式の処分			2	2								1	4	
特別償却準備金の取崩							△86			86	-		-	
買替資産圧縮積立金の取崩								△0		0	-		-	
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)														
当期中の変動額合計	-	-	107	107	-	-	△86	△0	-	9,513	9,426	2	9,537	
2019年3月31日残高	69,444	107,733	18,696	126,429	7,899	13	147	49	162,707	277,122	447,941	△53,593	590,222	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2018年4月1日残高	7,260	7,260	587,945
当期中の変動額			
譲渡制限付株式報酬			139
剰余金の配当			△57,578
当期純利益			67,005
自己株式の取得			△33
自己株式の処分			4
特別償却準備金の取崩			-
買替資産圧縮積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	△1,655	△1,655	△1,655
当期中の変動額合計	△1,655	△1,655	7,881
2019年3月31日残高	5,605	5,605	595,827

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券 時価のあるもの	市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法
--------	-----

3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品	移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下 に基づく簿価切下げの方法により算定)
製品、仕掛品	総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に 基づく簿価切下げの方法により算定)
原材料及び貯蔵品	総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に 基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

定額法	
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。	
建物	10～50 年
機械及び装置	4～17 年

2) 無形固定資産

定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における 利用可能期間 (3～10年) に基づく定額法を採用しており ます。

3. 引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に
より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上
しております。

2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき
計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務年数による定額法により費用処理してお
ります。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数
(5年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとして
おります。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1) 消費税等の処理方法

税抜方式で処理しております。

2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

3) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(会計方針の変更に関する注記)

従来、当社は、有形固定資産の減価償却方法として、定率法を採用しておりましたが、当期より定額法に変更いたしました。中期経営計画のもと、成長事業への大規模な設備投資の実行を契機として有形固定資産の使用実態を見直した結果、今後は有形固定資産の安定的な稼働が見込まれ、定額法による償却が有形固定資産の今後の使用形態をより適切に反映するため、望ましい方法であると考えております。この償却方法の変更により、当期の減価償却費は5,441百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は5,259百万円増加しております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

1. 前期まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「1年以内回収長期貸付金」は、重要性が増したため、当期から区分掲記しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当期の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	193,022 百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	276,933 百万円
関係会社に対する長期金銭債権	66,464 百万円
関係会社に対する短期金銭債務	225,203 百万円
関係会社に対する長期金銭債務	1,060 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引

営業取引による取引高

売上高 917,545 百万円

仕入高 740,655 百万円

営業取引以外の取引高

受取利息 534 百万円

受取配当金 32,487 百万円

資産譲渡高 786 百万円

支払利息 721 百万円

資産購入高 2,143 百万円

2. 研究開発費 92,759 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当期末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 225,271,427 株

2. 当期末における自己株式の種類及び数

普通株式 12,014,752 株

3. 配当に関する事項

1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	27,722	130	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年10月31日 取締役会	普通株式	29,855	140	2018年9月30日	2018年12月3日

2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2019年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項について次のとおり提案を予定しております。

① 配当金の総額 29,855 百万円

② 1株当たり配当額 140 円

③ 基準日 2019年3月31日

④ 効力発生日 2019年6月28日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、2019年3月31日を基準日とする配当につきましては株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	未払賞与	2,614	百万円
	たな卸資産	6,865	百万円
	未払費用	1,747	百万円
	未払金	23	百万円
	未払事業税	571	百万円
	退職給付引当金	8,345	百万円
	関係会社株式	3,518	百万円
	有形・無形固定資産	2,263	百万円
	繰越税額控除	101	百万円
	投資有価証券	438	百万円
	その他	599	百万円
繰延税金資産	小計	27,089	百万円
	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,738	百万円
繰延税金資産	合計	22,350	百万円
繰延税金負債との相殺		△2,381	百万円
繰延税金資産の純額		19,969	百万円
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	2,238	百万円
	特別償却準備金	64	百万円
	その他	78	百万円
繰延税金負債	合計	2,381	百万円
繰延税金資産との相殺		△2,381	百万円
繰延税金負債の純額		—	百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異

法定実効税率	30.5	%
(調整) 受取配当金の益金不算入額	△15.3	%
研究開発税制等に係る税額控除	△16.8	%
繰延税金資産に対する評価性引当額	△0.6	%
その他	△2.2	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△4.4	%

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	株式会社福井村田製作所	所有 直接100%	当社製品の製造 役員の兼務	商品等の仕入 (注1)	118,037 (注2)	買掛金	6,973 (注2)
				資金の借入 利息の支払 (注3)	33,545 34	短期借入金 一年以内返済 長期借入金	21,684
子会社	株式会社出雲村田製作所	所有 直接100%	当社製品の製造 役員の兼務	商品等の仕入 (注1)	167,602 (注2)	買掛金	6,767 (注2)
				資金の借入 利息の支払 (注3)	15,170 7	短期借入金 一年以内返済 長期借入金	12,032
子会社	株式会社金沢村田製作所	所有 直接100%	当社製品の製造 役員の兼務	資金の借入 利息の支払 (注3)	25,401 5	短期借入金	17,789
子会社	株式会社岡山村田製作所	所有 直接100%	当社製品の製造 役員の兼務	資金の借入 利息の支払 (注3)	20,129 18	短期借入金 一年以内返済 長期借入金	14,140
子会社	株式会社富山村田製作所	所有 直接100%	当社製品の製造 役員の兼務	資金の貸付 利息の受取 (注3)	60,339 393	一年以内返済 長期貸付金 長期貸付金	51,010
子会社	株式会社東北村田製作所	所有 直接100%	当社製品の製造 役員の兼務	資金の借入 利息の支払 (注3)	16,171 4	短期借入金	21,086
子会社	Murata Company Limited	所有 直接100%	当社及び子会社の製品の販売	商製品等の 売上 (注1)	252,551	売掛金	64,903
				資金の借入 利息の支払 (注3)	22,202 630	短期借入金	22,202
子会社	Murata Electronics Trading (Shanghai) Co., Ltd.	所有 間接100%	当社及び子会社の製品の販売 役員の兼務	商製品等の 売上 (注1)	139,549	売掛金	55,852
子会社	Korea Murata Electronics Company, Limited	所有 直接100%	当社及び子会社の製品の販売 役員の兼務	商製品等の 売上 (注1)	145,306	売掛金	19,529
子会社	Philippine Manufacturing Co. of Murata, Inc.	所有 直接100%	当社製品の製造	資金の貸付 利息の受取 (注3)	17,160 44	一年以内返済 長期貸付金 長期貸付金	23,900

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 資金の借入については、CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) による取引を含んでおり、市場金利を勘案して決定しております。

国内グループ会社の資金運用管理事業を当社に集約していることから、各社からの借入又は各社への貸付が発生しております。

なお、取引金額は当期の平均借入・貸付残高を記載しております。

2. 役員及び主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
役員 及び その 近親者	村田恒夫	被所有 直接0.7%	当社代表取締役 会長兼社長	理事長を務める 公益財団法人村田学術 振興財団との取引 ※金銭の寄附	100	—	—

※第三者のためのものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	931円32銭
1株当たり当期純利益	104円73銭

(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2019年1月31日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月1日を効力発生日として、以下のとおり株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家層の拡大と市場流動性の向上を目的とするものであります。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2019年3月31日(日) (同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質は2019年3月29日(金))を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	225,271,427株
今回の分割により増加する株式数	450,542,854株
株式分割後の発行済株式総数	675,814,281株
株式分割後の発行可能株式総数	1,743,000,000株

なお、(1株当たり情報に関する注記)は、当該株式分割が行われたものと仮定して算定しております。

(その他の注記)

退職給付会計

1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、基金型確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出年金制度を保有しております。

2) 確定給付型退職給付債務に関する事項 (2019年3月31日現在)

イ. 退職給付債務	113,410 百万円
ロ. 年金資産	77,046 百万円
ハ. 年金資産を超える退職給付債務 (イ-ロ)	36,363 百万円
ニ. 未認識数理計算上の差異	11,107 百万円
ホ. 未認識過去勤務費用	△1,960 百万円
ヘ. 退職給付引当金 (ハ-ニ-ホ)	27,215 百万円

3) 確定給付型退職給付費用に関する事項 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

イ. 勤務費用	5,123 百万円
ロ. 利息費用	635 百万円
ハ. 期待運用収益	△1,513 百万円
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	2,829 百万円
ホ. 過去勤務費用の費用処理額	△769 百万円
ヘ. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	6,304 百万円

4) 確定給付型退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
ロ. 割引率	0.4 %
ハ. 期待運用収益率	2.0 %
ニ. 過去勤務費用の額の処理年数	16~20 年 (発生時の従業員の平均残存勤務年数による定額法により費用処理しております)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	5 年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております)

5) 確定拠出年金制度に関する事項 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は2015年4月より、退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度に移行いたしました。確定拠出年金制度への改定に伴う資産移換額は8,986百万円であり、当期末において、すべて移換は完了しております。

当期の確定拠出年金制度への拠出にかかる費用認識額は、853百万円です。